防災訓練に参加しよう！

12月6日㈰は総合防災訓練

近年の厳しい暑さへの対策として、今年度は総合防災訓練を12月に変更しました。
松林小学校をメイン会場として、市内全域の避難所（各小・中学校など）で行います。

日　時　12月6日㈰　午前9時発災

※荒天の場合は中止とし、午前7時に防災行政無線および羽村市メール配信サービスでお知らせします。

問合せ　防災安全課防災・危機管理係㊢214

◆いざという時の自分のために

市民一人一人が、災害発生時に「自らの生命は自らが守る」ための行動を考え、いざという時に必要な防災知識を習得しましょう。

◆地域に暮らすみんなのために

大人だけではなく、子どもも訓練に参加して、地域全体の防災力を高めることが重要です。防災訓練への積極的な参加で、地域防災力のさらなる向上を図りましょう（今年度は中学校2年生が防災訓練に参加します）。

◆大切な家族のために

さまざまな状況を想定し、家族全員で訓練に参加しましょう。

午前9時前に
緊急地震速報を放送します

午前9時前に、全国瞬時警報システム（Jアラート）を活用し、緊急地震速報（訓練放送）を放送します。

その後、午前9時に震度6強の大地震が発生したと想定し、サイレンを鳴らします。

◆ペットを守れるのは飼い主です！

災害時、ペットを守ってあげられるのは飼い主です。

災害に備えてペットの身元表示をしっかり行い、防災用品を用意しておきましょう。

また、さまざまな人が共同生活を送る避難所ではルールがあります。避難所の責任者の指示に従い、ケージに入れるなどして、決められた場所で飼い主が責任を持って、管理してください。

訓練は次のように進めよう！

① わが身の安全

地震が起きたら、まずシェイクアウト（※）を行いましょう。丈夫なテーブルや机の下にもぐるなど「わが身」を守る行動が大切です。家族や職場でさまざまな状況を想定した訓練をしてください。

※シェイクアウトとは…地震発生時に
(1) 姿勢を低くする
(2) 頭・体を守る
(3) 揺れが収まるまでじっとするという3つの行動をとることです。

シンプルですが非常に重要な行動です。子どもから大人まで誰でもできる基本的な安全行動とされています。

② 火の始末

身の安全を確保したら次は火の始末です。ブレーカーを切り、ガス栓などを閉めて、火を出さないための訓練をしてください。

③ わが家の備えをチェック

家庭内での備蓄品について、マスクや消毒液、体温計など感染症流行時の避難に必要な物や、ライトなどの停電時に必要な「非常時の持ち物」などのチェックをしましょう。

☆非常時の持ち物リストの例☆
- □食料（飲料水などを含む）
- □常備薬や救急医療品など
- □現金（小銭も）や印鑑、通帳など
- □衣料品やタオル、寝袋など
- □懐中電灯やラジオ（予備の電池も）
- □携帯電話、モバイルバッテリー
- □粉ミルク、哺乳瓶、紙おむつ、生理用品など
- □感染予防グッズ

④ 実災害を想定した避難訓練

避難指示が出た場合や、近隣で火災が延焼し始めた時など避難が必要な場合に備え、家族で避難経路や連絡方法を確認し、一時集合場所・指定避難所へ避難しましょう。

⑤ 自主防災組織の訓練に参加

各町内会・自治会の自主防災組織では、応急救護訓練、初期消火訓練や避難所設営訓練などを行います。また、災害時に支援を要する方（避難行動要支援者）への対応などの訓練も行います。

このような訓練に毎年参加し、行動を覚えて、自分自身の防災行動力を身につけるとともに、家族や近所の人との助け合いを行い、地域の防災意識を高めましょう。

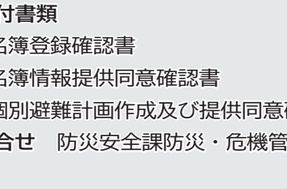
⑥ 外出先から帰れないことも

災害時の混乱を防止するため、むやみに移動を開始せず、職場や外出先に一定期間待機しましょう。安全確保後も交通機関の混乱などから、徒歩による帰宅も想定されますので、普段から歩いて帰宅する経路を確認しておきましょう。また、災害用伝言ダイヤル（171）や、携帯電話「災害用伝言板」の利用方法、家族や親戚などへの連絡手段を家族で話し合っておきましょう。

就寝中の地震に備えて

・家具などの下敷きにならないよう、家具の固定や配置を見直しましょう。
・壁掛時計や額縁などが落下してくる危険がないか点検しましょう。
・布団や枕で体を覆い、身を守りましょう。
・ガラスの破片などを踏まないよう、スリッパや靴を用意しておきましょう。
・カーテンを閉めておけば、窓ガラスの飛散防止に役立ちます。

メイン会場の松林小学校では
- ●避難所設営訓練
- ●電気自動車などからの給電訓練
- ●陸上自衛隊による災害活動紹介・器具展示、炊き出し訓練。試食もできます！
- ●福生消防署によるはしご車の搭乗体験（先着20組（1組2人）、小学生以上）、煙体験ハウス
- ●福生消防署・羽村市消防団による救出救助訓練
- ●初期消火訓練
- ●ガス、電気など防災に関する展示
- ●建設防災協力会と羽村市による道路復旧訓練
- ●備蓄物資、防災グッズの展示など



特に記載がない場合、市役所の受付時間は土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時です。申込みの記載がない場合は直接会場へ。費用の記載がない場合は無料です。

災害のとき避難が困難な方を支援します

市では、高齢や障害などにより災害時に避難することが困難な方を支援するため、「避難行動要支援者登録制度」を運用しています。事前に同意をいただいた方の名簿を作成し、関係者に配布しています。

●避難行動要支援者名簿とは

対　象　市内在住で、次のいずれかに該当する方（施設入所の方、長期入院の方は除く）
- ・75歳以上で構成する世帯の方
- ・介護保険制度の要介護3以上の方
- ・身体障害者手帳1級または2級の方
- ・愛の手帳1度または2度の方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級または2級の方
- ・難病指定を受けている方で、避難するための支援が必要な方
- ・そのほか、避難について支援が必要と市長が認めた方

名簿に記載する事項　氏名・性別・生年月日・住所・緊急連絡先・避難支援を必要とする理由など

●個別避難計画の作成

避難することが困難で、個別避難計画の作成に同意した方には、前述の事項のほかに、避難を支援する方、避難場所、避難経路、避難支援を行うにあたって配慮が必要な事項などを記入した一人一人の「個別避難計画」を作成しています。

●名簿・個別避難計画を提供する関係者とは

町内会・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、羽村市社会福祉協議会、羽村市消防団、羽村市交通安全推進委員会、福生消防署、福生警察署、そのほか、避難支援などの実施に関して市長が必要と認める関係者

※災害時には、本人の同意が得られていなくても、必要な範囲内で名簿情報を提供する場合があります。

●名簿・個別避難計画作成のため、通知を送付します

対　象　青梅線以東（五ノ神一～四丁目、神明台一～四丁目、栄町一・二丁目、緑ヶ丘一～五丁目、富士見平一～三丁目、双葉町一～三丁目、小作台一・二丁目　など）にお住まいの75歳以上で構成する世帯の方

送付時期　12月上旬～2月下旬

送付書類
- ・名簿登録確認書
- ・名簿情報提供同意確認書
- ・個別避難計画作成及び提供同意確認書兼作成調査票

問合せ　防災安全課防災・危機管理係㊢217